株主各位

東京都目黒区鷹番二丁目13番5号

前澤給装工業株式会社

代表取締役社長 尾 崎 武 壽

第57期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第57期定時株主総会を下記により開催いたしますので、

ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成25年6月25日(火曜日)午後5時30分までに到着するようご送付いただきたくお願い申しあげます。

敬具

記

- 日 時 平成25年6月26日 (水曜日) 午前10時
- 2.場 所 東京都渋谷区渋谷四丁目4番25号 アイビーホール青学会館 3階 ナルド (末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
- 3.目的事項報告事項
- 1. 第57期 (平成24年4月1日から平成25年3月31日まで) 事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役 会の連結計算書類監査結果報告の件
- 2. 第57期(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)計算書類報告の件

決議事項第1号議案

第2号議案

剰余金の処分の件 取締役6名選任の件

以上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

また、当日の受付開始は、午前9時を予定しております。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレスhttp://www.qso.co.jp/)に掲載させていただきます。

(提供書面)

事 業 報 告

(自 平成24年4月1日) 至 平成25年3月31日)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、円高の長期化や貿易赤字の拡大により、景気は悪化の傾向を示しておりましたが、政権交代や日銀の大幅な金融緩和から円安・株高が進行し、景気は持ち直しの動きを示してまいりました。

当社グループの属する給水装置業界におきましては、復興需要を背景とした住宅投資の増加により、新設住宅着工戸数は前期比プラスとなりましたが、円安の進行から、給水装置の主要原材料である銅価格が上昇してまいりました。

このような環境下、当社グループは、水道事業体の耐震化に向けた取組 みにあわせ、施工性と耐震性を確保した製品の販売を強化するとともに、 水道メータや暖房部材の販路拡大に努めてまいりました。また、生産面に おいては加工設備を増強するとともに、組立ラインの改良等により製造コ ストの削減に努めてまいりました。

これらの結果、売上高につきましては、前期比1.7%増の233億45百万円となり、経常利益につきましては、前期比4.4%増の20億63百万円となりました。2期連続の増収、増益を確保することができました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度の当社グループの設備投資額は、7億98百万円であり、その主なものは埼玉営業所建設費用3億円、社宅建設費用1億3百万円、 生産用金型99百万円、販売システムサーバー93百万円であります。

なお、当連結会計年度の所要資金は、すべて自己資金で賄いました。

(2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

	区		分	第 54 期 平成22年 3 月期	第 55 期 平成23年 3 月期	第 56 期 平成24年 3 月期	第 57 期 (当連結会計年度) 平成25年 3 月期
売	上		高(百万円)	22,621	22,301	22,958	23,345
当	期純	[利]	益(百万円)	1,184	947	1,067	1,203
1 7	株当た	り当期	朝純利益(円)	99.98	78.77	88.74	99.99
総	資		産(百万円)	35,995	35,193	35,554	36,843
純	資		産(百万円)	26,453	26,849	27,520	28,473
1柞	朱当た	り純	資産額(円)	2,198.18	2,231.13	2,286.87	2,366.11

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会	社	名	資	本	金	当社の議決権比率	主	要	な	事	業	内	容
QSO 株	インダスト 式 会	リアル 社		11頁	万円	100.0%	給力	火給	湯設	備の	販売	・方	拖工
前澤給装	前澤給装(南昌) 有限公司		102	百万人	民元	100.0%	水	道用	給力	く装し	置製	造則	克克

上記の「重要な子会社」には、非連結子会社 (1社) の記載を省略しております。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、資源・エネルギー価格の高騰や人口減少などにより事業環境は厳しい状況が続くものと想定されます。このような環境下、当社グループの対処すべき課題は以下のとおりであります。

- ① お客様に喜ばれる新製品の開発に経営資源を投入するとともに、製品 を適正な販売価格でお客様にご提供してまいります。
- ② 原材料価格の変動による原価への影響を最小限に抑えるため、生産の 効率化をさらに推進し、強固な収益構造を構築してまいります。
- ③ 新規事業分野である水道メータ事業につきましては、経済産業省「指定製造事業者(水道メータ第一類および第二類)」の指定を受け、量産体制を構築してまいりましたが、価格競争が激化する中、製造工程の改善による原価削減に取り組み、安定した収益を確保してまいります。
- ④ 製造、販売等にかかわる各種のリスク管理体制を構築し、グループ全体の経営効率化を図ってまいります。
- ⑤ コンプライアンス経営の充実と内部統制システムの定着などにより、 適正な企業価値の評価および向上を実現してまいります。
- ⑥ ライフラインの一翼を担う企業として、本格化が見込まれる東日本大 震災の復興にグループを挙げて貢献してまいります。

(5) 主要な事業内容(平成25年3月31日現在)

当社グループは水道用給水装置器具関連製品の専門メーカーとして、給水バルブおよび継手類等の製造、販売を行っております。

(6) 主要な営業所および工場(平成25年3月31日現在)

前澤給装工業株式会社

本社 東京都目黒区

営業所等 北海道 (北海道札幌市) 新潟 (新潟県新潟市)

 釧路
 (北海道釧路市)
 北陸
 (石川県金沢市)

 青森
 (青森県青森市)
 名古屋
 (愛知県名古屋市)

 (大田県村田市)
 古地

福島 (福島県郡山市) 岡山 (岡山県岡山市) 茨城 (茨城県土浦市) 広島 (広島県広島市) 栃木 (栃木県字都宮市) 四国 (愛媛県松山市)

群馬 (群馬県前橋市) 九州 (福岡県福岡市) 埼玉 (埼玉県さいたま市) 熊本 (熊本県熊本市)

千葉 (千葉県千葉市) 鹿児島 (鹿児島県鹿児島市) 東京 (東京都目黒区) メータ事業部(東京都目黒区)

東京西 (東京都羽村市) 暖房事業部 (東京都目黒区)

横浜 (神奈川県横浜市) 特販ブロック (東京都目黒区)

静岡 (静岡県静岡市)

工場等 福島工場 (福島県本宮市)

メータ事業部埼玉事業所(埼玉県幸手市)

物流 東京物流センター (東京都大田区)

福島物流センター(福島県本宮市)

大阪物流センター (大阪府大阪市)

九州物流センター(福岡県糟屋郡)

QSOインダストリアル株式会社(連結子会社)

本社 神奈川県横浜市

前澤給装(南昌)有限公司(連結子会社)

本社 中国江西省南昌市

(7) 使用人の状況(平成25年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使	用	人	数	前連結会計年度末比増減
		5294	各	12名減少

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、嘱託、パートタイマーは含まれておりません。
 - 2. 使用人数には、当社への出向者5名を含んでおります。

② 当社の使用人の状況

ı	使	用	人	数	前事業年度末比増減	平	均	年	齢	平	均	勤	続	年	数
			400속	1	15名減少		;	38.7歳	į				14.1	年	

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、嘱託、パートタイマーは含まれておりません。
 - 2. 使用人数には、当社への出向者5名を含んでおります。
- (8) 主要な借入先 (平成25年3月31日現在) 該当事項はありません。
- (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項 該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (平成25年3月31日現在)

① 発行可能株式総数 47,000,000株

② 発行済株式の総数 12.500.000株(自己株式465,925株を含む)

③ 株主数 7.393名

④ 大株主(上位11名)

株 主	名	持株数	(千株)	持株比率 (%)
前澤給装工業従業員	持 株 会		729	6.06
前 澤 工 業 株 式	会 社		624	5.18
前澤化成工業株式	会 社		624	5.18
株式会社りそな	銀行		500	4.15
株式会社三井住友	銀行		500	4.15
ザ バンク オブ ニユーヨーク ーテイー ジヤスデツク アナ			440	3.66
日本生命保険相互	会 社		366	3.04
第一生命保険株式	会 社		288	2.39
ステート ストリート バンク アラスト カンパニー 505			279	2.31
株式会社みずほ	銀行		250	2.07
三菱UFJ信託銀行株	式会社		250	2.07

- (注) 1. 当社は自己株式465,925株を保有しておりますが、上記大株主(上位11名) から除いております。
 - 2. 持株比率は自己株式(465,925株)を控除して計算しております。

(2) 会社役員の状況

① 取締役および監査役の状況(平成25年3月31日現在)

	地				位			氏	名		担当および重要な兼職の状況
代	表	取	締	役	社	長	尾	崎	武	壽	前澤給装(南昌)有限公司董事長
専	才	务	取	¥	帝	役	佐	藤	秀	敏	経営管理本部長兼事業開発本部長 兼経営管理部長 QS〇インダストリアル株式会社 取締役 前澤給装(南昌)有限公司董事
常	矛	务	取	ŕ	帝	役	山	本	晴	紀	生産本部長兼開発部長 QS〇サービス株式会社取締役 前澤給装(南昌)有限公司董事
取			締			役	堀		俊	也	執行役員営業本部長兼東北·北海道 統括部長兼九州統括部長兼特販統 括部長
取			締			役	村	田	秀	明	執行役員生産本部福島工場長兼生 産技術部長
取			締			役	谷	合	祐	_	執行役員営業本部関東·中部統括部 長
常	曹	助	監	1	Ē	役	兼		茂	雄	QSOインダストリアル株式会社 監査役
監			査			役	幣	原		廣	銀座東法律事務所 弁護士 タマホーム株式会社社外監査役
監			査			役	宮	田		泰	宮田税理士事務所 税理士
監			査			役	藤	田		博	株式会社中国ビジネスネットワー ク代表取締役

(注) 1. 当社では、意思決定・監督と執行の分離による取締役会の活性化のため、執行役員制度を導入しており、取締役兼務者を除く各執行役員は次のとおりであります。

執行役員 園部兼久 経営管理本部海外事業部付 前澤給装(南昌)有限公司出向

執行役員 黒谷 潤 生産本部福島工場生産計画部長

執行役員 前田 近 経営管理本部経理部長

- 2. 監査役幣原 廣氏、監査役宮田 泰氏および監査役藤田 博氏は、社外監査役であります。
- 3. 当社は、監査役幣原 廣氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として 指定し、同取引所に届け出ております。
- 4. 当事業年度中の取締役および監査役の異動は次のとおりであります。

平成24年6月27日開催の第56期定時株主総会終結の時をもって、取締役東川 浩氏は任期満了により退任いたしました。 5. 監査役宮田 泰氏は税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の 知見を有しております。また、監査役藤田 博氏は金融機関における長年の経験があり 財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

② 取締役および監査役に支払った報酬等の総額

区						分	支給人員(名)	支給額(百万円)
取 (う	ち	社	締外	取	締	役 役)	7 (0)	188 (-)
監(う	ち	社	查外	監	查	役 役)	4 (3)	26 (12)
合 (う	ち	社	:	外	役	計 員)	11 (3)	215 (12)

- (注) 1. 上記には、平成24年6月27日開催の第56期定時株主総会終結の時をもって退任した 取締役1名を含んでおります。
 - 2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 - 3. 取締役の報酬限度額は、平成19年6月27日開催の第51期定時株主総会において年額 285百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。
 - 4. 取締役の報酬等の総額には、以下のものが含まれております。

当事業年度における役員賞与引当金の繰入額

取締役:6名 38百万円

- 5. 監査役の報酬限度額は、平成19年6月27日開催の第51期定時株主総会において年額 40百万円以内と決議いただいております。
- 6. 当事業年度末現在の取締役は6名、監査役は4名(うち社外監査役は3名)であります。

③ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

監査役藤田 博氏は、株式会社中国ビジネスネットワークの代表取締役であります。当社と株式会社中国ビジネスネットワークとの間に特別な関係はありません。

ロ. 他の法人等の社外役員等としての重要な兼任の状況および当社と当該 他の法人等との関係

監査役幣原 廣氏は、タマホーム株式会社の社外監査役であります。 当社とタマホーム株式会社との間に特別な関係はありません。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

氏			名	主	な	活	動	状	況
監査役	幣	原	廣	回全てに		された取締? 詳護士として ます。			_,,,,,
監査役	宮	田	泰	回全てに		された取締 党理士として ます。			
監査役	藤	田	博	回全てに	出席し、金	された取締	企業経営の		

二. 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外監査役とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同 法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。 当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としてお ります。

(3) 会計監査人の状況

① 名称

有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額

	支	払	額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額			42百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その 他の財産上の利益の合計額			42百万円

- (注) 1. 当社の重要な子会社のうち、前澤給装(南昌)有限公司は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の監査を受けております。
 - 2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法 に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんの で、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条第1項に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、原則として、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会の同意または請求により、会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に上程いたします。

(4) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、 その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は 以下のとおりであります。

- ① 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する ための体制
 - イ. コンプライアンス経営の更なる強化を図るため、コンプライアンス 管理規程、行動規範に従い、役員および従業員等がコンプライアンス プログラムを実践する。
 - ロ. コンプライアンスプログラムを推進する組織として、コンプライアンス推進委員会を設置し、部署ごとに任命されたコンプライアンス推進委員により社内教育を実施する。また、コンプライアンス違反等に関する通報の仕組みとして内部通報制度(ホットライン)を設置、運用する。
 - ハ. コンプライアンスプログラムにおいて、反社会的勢力排除に向けた 取り組みとして、コンプライアンス行動規範に、「反社会的勢力およ び団体とは一切の関係を遮断する。トラブル等が発生した場合は企 業をあげて立ち向かう。」と記す。

また、反社会的勢力排除のため、社内専門部署および責任者を定め、所轄警察署および顧問弁護士等の外部専門機関と連携を取り、情報の共有化を図る。更に、反社会的勢力排除に向けた連絡協議会への参加、全社員へのコンプライアンス行動規範の配布、社内教育の実践等により、反社会的勢力を排除する体制を整備する。

- 二. コンプライアンスを統括・管理する部署は、コンプライアンス推進 の体制を整備するとともに、コンプライアンスの実施状況について必 要に応じ取締役会に報告する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - イ. 文書取扱規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電子文書(以下「文書等」という)に記録、保存し管理する。
 - ロ. 取締役および監査役は、いつでもこれらの文書等を閲覧できる。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. 情報セキュリティ管理規程において役員および従業員等の情報セキュリティに関する行動規範を定め、当社が保有する全ての情報資産について、ITを利用する場合を含め、高いセキュリティレベルを確保する。
- ロ. リスクマネジメント基本規程に従い、平時において重要なリスクの 抽出、リスク軽減策の策定および実施等を行う。
- ハ. 危機管理マニュアルを整備し、有事においては災害等重大かつ緊急 な事態が発生したときは、これに従い全社で対応し、事業の継続を確 保するものとする。
- 二. リスクを統括・管理する部署は、全社的なリスクを統合的に管理 し、リスク管理体制の整備・強化を図る。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 取締役会は、役員および従業員等が共有する全社的な目標(経営方針)を定め、各本部長および各部署長はその目標達成のために各本部目標(本部方針)および各部署目標(部署方針)を定める。
- ロ. 内部牽制機能を確立するため、各本部の機能および分担を明確にし 適正かつ効率的に職務が行われる体制とする。

⑤ 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保する ための体制

- イ. 当社関係会社においては、当社(または当社監査役)からの求めに 応じ、内部監査室監査(または監査役監査)を受入れ、その報告を行 う。
- ロ. 関係会社管理を統括する部署は、当社関係会社の状況に応じて必要 な管理を行う。また当社の指針や方針等の周知徹底を図る。
- ハ. 一般に公正妥当と認められた企業会計基準に従い経営実態に即した会計処理を行うための体制を整備し運用を図り、その有効性を評価することにより業務プロセスの適正を確保し、もって財務報告に係る信頼性を確保する。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - イ. 現在、監査役の職務を補助する使用人は任命していないが、監査役が必要とした場合、監査役の職務を補助する使用人(以下「補助使用人」という)を置くものとする。
 - ロ. 補助使用人の人事異動、人事評価等については、監査役の事前同意 を得ることにより、取締役からの独立性を確保する。
- ② 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役へ の報告に関する体制
 - イ. 取締役および従業員等は、職務執行に関する不正行為、法令・定款 に違反する事実を発見したとき、会社に損害を与える事態が発生また は発生することが予想されるときは、所管本部を通じてリスクを統 括・管理する部署に報告し、重要な事項については所管本部長もしく は当該部署の責任者が監査役に報告する体制とする。
 - ロ. 監査役が必要と判断したときは、いつでも取締役および従業員等に対して報告を求めることができる。
- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - イ. 取締役および従業員等の監査役監査に対する理解を深め、監査役監 査の環境を整備するよう努める。
 - ロ. 定期的に、取締役は監査役との意見交換等を行い、適切な意思疎通 を図り、効果的な監査業務が遂行できる体制を確保する。

(5) 会社の支配に関する基本方針

① 会社の支配に関する基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務および事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値、会社の利益ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。そして、当社株式の大量買付行為が行われる場合において、その買付に応じるか否かのご判断については、最終的には株主の皆様に委ねられるべきものと考

えております。また、経営支配権の異動に伴う企業価値向上の可能性についても、これを一概に否定するものではありません。

しかし、大量買付行為のなかには、真に会社経営に参画する意思が無いにもかかわらず、専ら当該会社の株価を上昇させて当該株式等を高値で会社関係者等に引き取らせる目的で行う買付など、企業価値、会社の利益ひいては株主共同の利益を著しく損なうことが明白な、いわゆる「濫用的買収」が存在する可能性があることは否定できません。

当社の企業価値、会社の利益ひいては株主共同の利益は、

- イ. 個々の従業員(特に熟練工)の経験・ノウハウに基づく高度な技術力 ロ. 充実した品質管理・安全管理体制に基づく製品および製造工程の品質 の確保
- ハ. 全国のお客様との地域に密着した営業力と信頼関係に基づくブランド カ
- 二. お客様の利便性・安全性を向上させるための製品開発力
- ホ. 役員・従業員が一体となった経営体制

ならびに仕入・販売のお取引先など、すべてのステークホルダーのご理解 やご協力の上で形付けられるものであります。このような当社の企業価値 を構成するさまざまな要素への理解なくして、当社の企業価値、会社の利 益ひいては株主共同の利益が維持・向上されることは困難であると考えて おります。

② 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組みの内容の概要

平成3年6月に厚生省(現厚生労働省)から『21世紀に向けた水道整備の長期目標(ふれっしゅ水道計画)』が示され、水道行政は普及から水質やサービスの向上へと大きく変化しました。当社は『ふれっしゅ水道計画』への対応、鋳造製品の生産リードタイムの大幅な短縮を目指し、平成6年6月福島工場を完成させ、直結給水実験棟での研究・実験による新製品開発を行うとともに、最先端の鋳造生産設備、完成品の自動管理システムの導入など生産性の向上に努めてまいりました。更に、生産面では、平成15年9月には中国の江西省南昌市に海外生産拠点を稼動させるとともに、平成16年には埼玉工場と福島工場の統合・再配分を実施し国内の生産体制の一元化と同時に物流体制の大幅な見直しを行い、生産性の向上に努め企業

価値の向上を図ってまいりました。製品面では、従来の埋設品に加え、平成5年に給水・給湯用さや管ヘッダーシステム "QUME X"を発表し、屋内配管設備分野への進出を果たしました。また、平成14年に"QUME X"製品の延長として開発された床暖房温水マットは、大手ガス会社に採用されるなど次第に需要が増加してきております。また、給水装置分野の市場拡大を目指し、水道メータの生産・販売を開始しております。

イ. 中長期的な企業価値向上のための取組み

最近の水道業界・給水装置業界を取り巻く状況は、平成の大合併による広域水道事業体の誕生、公共工事予算の削減に伴う水道事業体の事業削減、材質面でも銅合金製に加えステンレス製製品・樹脂製製品の進展等を底流として、平成19年6月の建築基準法改正の影響による新設住宅着工数の急激な落ち込み、新興国経済の発展による当社主原料である銅価格の高騰、平成20年9月のリーマン・ブラザーズ証券の破綻をきっかけとした金融危機から派生した世界経済・日本経済の悪化による新設住宅着工戸数の低迷等、激しく変化しております。

当社は中期経営計画の公表は行っておりませんが、

- ・効率的な生産体制の構築
- ・物流効率化による配送コストの削減
- ・成長分野への営業強化と開発投資

を中心に中長期の施策を実施してきており、今後も「売上高経常利益率10%以上」を目標として、その確実な実現に向け取組んでまいります。

ロ. 不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配される ことを防止するための取組み

平成21年6月25日開催の第53期定時株主総会において、不適切な支配の防止のため、当社株式の大量買付行為に関する対応策(買収防衛策)(以下、「本プラン」といいます。)の導入を株主の皆様にご承認いただきました。平成22年6月28日開催の第54期定時株主総会さらに平成23年6月28日開催の第55期定時株主総会において本プランの継続につきましても株主の皆様のご承認をいただいております。

本方針では、大量買付者が大量買付行為を行うにあたり、所定の手続に従うことを要請するとともに、かかる手続に従わない大量買付行為がなされる場合や、かかる手続に従った場合であっても、当該大量買付行

為が当社の企業価値、企業の利益ひいては株主共同の利益を害するものであると判断される場合には、かかる大量買付行為に対する対抗処置として、原則として新株予約権の無償割当ての方法(会社法第277条以下に規定されています。)により、当社取締役会が定める一定の日における株主に対して新株予約権を無償で割り当てるものです。

ハ、本プランの合理性

(a) 買収防衛策に関する指針の要件等を完全に充足していると考えられること

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則(「企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則」、「事前開示・株主意思の原則」、「必要性・相当性の原則」)を完全に充足しており、また株式会社東京証券取引所の定める買収防衛策の導入に係わる諸規則の趣旨に合致したものです。なお、本プランは平成20年6月30日に公表された、経済産業省の企業価値研究会の報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も勘案しております。

(b) 企業価値、会社の利益ひいては株主共同の利益の確保または向上を 目的として導入されていること

本プランは、当社株式等に対する大量買付行為がなされた際に、株主の皆様が、当社株式を継続保有するか否かを適切に判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様に代替案を提示するために必要な時間や情報を確保すること、株主の皆様のために大量買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値、会社の利益ひいては株主共同の利益を確保または向上することを目的として導入されるものです。

(c) 株主意思を重視するものであること

本プランは、本プランの有効期間の満了前であっても、株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、その意味で、株主の皆様のご意思が反映されることになっております。

また、本プランは、本プランに基づく対抗処置の実施または不実施 の判断を株主の皆様が取締役会に委ねる前提として、当該対抗処置の 発動条件を個別の場合に応じて具体的に設定し、株主の皆様に示すものです。従って、当該発動条件に従った対抗処置の実施は、株主の皆様のご意思が反映されたものとなります。

(d) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、当社取締役会の判断の合理性および公正性を担保するために、取締役会から独立した機関として、独立委員会を設置します。独立委員会は当社社外監査役および社外有識者により構成されます。

このように、当社取締役会が独立委員会の勧告を最大限尊重した上で決定を行うことにより、当社取締役会が恣意的に本プランに基づく対抗処置の発動を行うことを防ぐとともに、独立委員会の判断の概要については株主の皆様等に情報開示を行うこととされており、当社の企業価値、会社の利益ひいては株主共同の利益の実現に資するべく本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

(e) 合理的な客観的要件の設定

本プランは、予め定められた合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止する仕組みを確保しております。

(f) 第三者専門家の意見の取得

本プランにおいては、大量買付者が出現した場合、当社取締役会および独立委員会が、当社の費用で独立した第三者の助言を得ることが出来ることとされています。これにより、当社取締役会および独立委員会による判断の公正性および客観性がより強く担保される仕組みが確保されています。

(g) デッド・ハンド型やスロー・ハンド型の買収防衛策ではないこと本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することが出来ることとしており、取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない、いわゆるデッド・ハンド型買収防衛策ではありません。また、当社は取締役任期を1年としており、期差任期制度を採用していないため、その発動を阻止するのに時間がかかる、いわゆるスロー・ハンド型買収防衛策でもありません。

なお、本プランの詳細に関しましては、当社ウェブサイト (http://www.qso.co.jp/corporate/) に掲載しております。

連結貸借対照表

(平成25年3月31日現在)

資 産	の部	負 債	の部
科目	金額	科 目	金 額
	百万円		百万円
流動資産	24,218	流動負債	7,649
現金及び預金	10,927	支払手形及び買掛金	6,169
受取手形及び売掛金	8,640	未払法人税等	436
電子記録債権	564	賞与引当金	194
商品及び製品	2,862		
仕 掛 品	72	役員賞与引当金	38
原材料及び貯蔵品	843	そ の 他	810
繰延税金資産	142	 固定負債	720
その他	181		-
貸倒引当金	△16	繰延税金負債	118
固定資産	12,624	退職給付引当金	504
有形固定資産	8,999	資産除去債務	4
建物及び構築物	2,771	その他	93
機械装置及び運搬具	752	負 債 合 計	8,369
土地	5,248	純 資 産	
建設仮勘定	54		
その他	172	株主資本	27,941
無形固定資産	181	資 本 金	3,358
ソフトウェア	156	資本剰余金	3,711
そ の 他	24	利益剰余金	21,566
投資その他の資産	3,443		-
投資有価証券	2,174	自己株式	△694
長期貸付金	12	その他の包括利益累計額	531
保険積立金	1,114	その他有価証券評価差額金	613
繰延税金資産	2	 為替換算調整勘定	△81
その他貸倒引当金	157 △18	純 資 産 合 計	28,473
貸倒引当金	36,843	負債・純資産合計	36,843
	30,043	只 员 * 祀 艮 圧 口 引	30,043

連結損益計算書

(自 平成24年4月1日) 至 平成25年3月31日)

(単位:百万円)

t)				(平位・日月日)
科	目		金	額
売 上	高			23,345
売 上 原	価			16,491
売 上 総	利	益		6,853
販売費及び一般管	理 費			4,987
営業	利	益		1,866
営 業 外 収	益			
受 取	利	息	12	
受 取 配	当	金	30	
為替	差	益	65	
貸倒引当金	定 戻 入	額	1	
スクラップ	プ売却	益	81	
雑収		入	32	224
営 業 外 費	用			
支 払	利	息	0	
売 上	割	引	26	
雑損		失	1	27
経常	利	益		2,063
特 別 利	益		_	_
特 別 損	失			
固定資産	売 却	損	0	
固定資産	除却	損	12	12
税金等調整前当	期 純 利	益		2,050
法人税、住民税	及び事業	税	838	
法 人 税 等	調整	額	9	847
少数株主損益調整前	前当期純利	益		1,203
当 期 純	利	益		1,203

連結株主資本等変動計算書

(自 平成24年4月1日) 至 平成25年3月31日)

(単位:百万円)

			株	主 資	本	
			174	工具	4	
	資 本	金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成24年4月1日期首残高	3	,358	3,711	20,784	△694	27,159
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当				△421		△421
当 期 純 利 益				1,203		1,203
自己株式の取得					△0	△0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)						
連結会計年度中の変動額合計		-	_	782	△0	782
平成25年3月31日期末残高	3	,358	3,711	21,566	△694	27,941

	その作	その他の包括利益累計額				
	その他有価証券 評 価 差 額 金	為替換算調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計	純資産合計		
平成24年4月1日期首残高	580	△219	360	27,520		
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当				△421		
当 期 純 利 益				1,203		
自己株式の取得				△0		
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	32	138	171	171		
連結会計年度中の変動額合計	32	138	171	953		
平成25年3月31日期末残高	613	△81	531	28,473		

連結注記表

- 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等
 - (1) 連結の範囲に関する事項
 - ① 連結子会社の状況
 - 連結子会社の数

2 社

主要な連結子会社の名称

QSOインダストリアル株式会社 前澤給装(南昌)有限公司

② 非連結子会社の状況

・主要な非連結子会社の名称

QSOサービス株式会社

・連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、総資産、売上高、当期純損益及び 利益剰余金が、いずれも連結計算書類に重要な影響を 及ぼしていないため、連結の範囲から除いておりま す。

- ③ 議決権の過半数を所有しているにもかかわらず子会社としなかった会社等の状況
 - 該当会社はありません。
- (2) 持分法の適用に関する事項
 - ① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況
 - 該当会社はありません。
 - ② 持分法を適用していない非連結子会社または関連会社の状況
 - ・主要な会社等の名称

QSOサービス株式会社

・持分法を適用しない理由

非連結子会社であるQSOサービス株式会社の当期 純損益及び利益剰余金等は、いずれも連結計算書類に 重要な影響を及ぼしていないため、持分法を適用して おりません。

- ③ 議決権の100分の20以上、100分の50以下を所有しているにもかかわらず関連会社としなかった会社の状況
 - 該当会社はありません。
- ④ 持分法適用手続きに関する特記事項
 - 該当会社はありません。
- (3) 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する事項
 - ① 連結の節囲の変更
 - 該当事項はありません。
 - ② 持分法の適用範囲の変更
 - 該当事項はありません。
- (4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち前澤給装(南昌)有限公司については、12月31日が決算日であります。 連結計算書類の作成にあたっては、当該会社の決算日の計算書類を使用しておりますが、 連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行なっております。 QSOインダストリアル株式会社の決算日と連結決算日は一致しております。

(5) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 満期保有目的の債券 償却原価法

ロ、その他有価証券

・時価のあるもの
決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部

純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法に

より算定)

・ 時価のないもの 移動平均法に基づく原価法

ハ. たな卸資産

・商品、製品、原材料 主として月別総平均法に基づく原価法

なお、貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価

切下げの方法により算定しております。

・仕掛品 主としてロット単位の個別法に基づく原価法

なお、貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価

切下げの方法により算定しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

(当社及び国内連結子会社) 建物については定率法及び定額法を、その他につい

ては定率法を採用しております。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法

に規定する方法と同一の基準によっております。 (在外連結子会社) 所在地国の会計基準の規定に基づく定額決によって

おります。

口. 無形固定資産

(当社及び国内連結子会社) 定額法によっております。なお、耐用年数について

は、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。また、ソフトウェア(自社利用)については、 社内における見込利用可能期間(5年)による定額法

を採用しております。

(在外連結子会社) 所在地国の会計基準の規定に基づく定額法によって

おります。

ハ. 長期前払費用

定額法によっております。なお、償却年数について は、法人税法に規定する方法と同一の基準によってお ります。

③ 重要な引当金の計上基準 イ、貸倒引当金

売上債権、その他の金銭債権の貸倒の損失に備える ため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸 念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘 案し、回収不能見込額を計上しております。

口, 當与引当金

従業員に対して将来支給する賞与のうち、当連結会 計年度の負担額を当連結会計年度の費用に計上するた め設定したものであり、支給見込額に基づいて計上し ております。

ハ. 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えて、当連結会計年度末における支給見込額の当連結会計年度の期間負担額を計上しております。

二. 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末 における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき 計上しております。

なお、総合設立の厚生年金基金については、当該年 金基金への拠出額を退職給付費用として計上しており ます。

また、過去勤務債務は、発生連結会計年度の従業員 の平均残存勤務期間以内の一定の年数 (5年) による 定額法により按分した額を費用処理しております。

数理計算上の差異は、それぞれ発生年度の翌連結会計年度から各連結会計年度の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を費用処理しております。

④ その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

14,937百万円

(2) 受取手形裏書譲渡高

17百万円

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株	式の	り種	類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普	通	株	式	12,500千株	-千株	-千株	12,500千株

(2) 自己株式の数に関する事項

株	式の	つ 種	類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普	通	株	式	465千株	0千株	-千株	465千株

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加0千株であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

イ. 平成24年6月27日開催の第56期定時株主総会決議による配当に関する事項

・配当金の総額 240百万円 ・1株当たり配当額 20円

・基準日 平成24年 3 月31日 ・効力発生日 平成24年 6 月28日

ロ. 平成24年11月12日開催の取締役会決議による配当に関する事項

・配当金の総額 180百万円

・1株当たり配当額 15円

・基準日 平成24年9月30日・効力発生日 平成24年12月12日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌期になるもの 平成25年6月26日開催の第57期定時株主総会において次のとおり付議いたします。

・配当金の総額・配当の原資和益剰余金

・1 株当たり配当額 20円

・基準日 平成25年3月31日・効力発生日 平成25年6月27日

4. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項
 - ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、流動性預金を確保しつつ、必要に応じて銀行借入や社債発行により調達しております。流動性預金の一部は、安全な流動性の高い金融資産で運用しております。なお、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

受取手形及び売掛金並びに電子記録債権は、販売先の信用リスクに晒されております。 当該リスクに関しては、販売先ごとに与信限度額を設定し、残高を管理しております。また、回収状況の継続的なモニタリング、与信限度額の定期的な見直しなどを行い、業況等の悪化による回収懸念先の早期把握により当該信用リスクの軽減を図っております。

有価証券及び投資有価証券は、業務上の関係を有する取引先企業の株式が主でありますが、市場価格の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握する体制としております。また、投資有価証券の保有については継続的に見直しを行っております。

支払手形及び買掛金は、流動性リスクに晒されております。当該リスクに関しては、流動性預金の確保により、リスクを軽減しております。また、連結海外子会社は、当社以外に販売先がないことから信用リスクはありませんが、原材料等の輸入に伴う為替の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、同じ外貨建て預金残高の範囲内に買掛金残高があるため、相殺状況にあります。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に 算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでい るため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成25年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません((注2)を参照)。

(単位:百万円)

	Safe C. C. Charles C. Lange C.		
	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	10,927	10,927	_
(2) 受取手形及び売掛金	8,640	8,640	_
(3) 電子記録債権	564	564	_
(4) 有価証券及び投資有価証券			
① 満期保有目的の債券	503	504	0
② その他有価証券	1,388	1,388	_
資産計	22,024	22,024	0
(1) 支払手形及び買掛金	6,169	6,169	_
(2) 未払法人税等	436	436	_
(3) その他 (未払金)	647	647	_
負債計	7,253	7,253	_

(注1) 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券に関する事項 資産

(1) 現金及び預金

これらの時価は、全て短期であるため、帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額 によっております。

(2) 受取手形及び売掛金

これらの時価は、短期間で決済されるため、帳簿価額と近似していることから、当該帳簿 価額によっております。

(3) 電子記録債権

これらの時価は、短期間で決済されるため、帳簿価額と近似していることから、当該帳簿 価額によっております。

(4) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関等から提示された価格によっております。

負 債

(1) 支払手形及び買掛金

これらの時価は、短期間で決済されるため、帳簿価額と近似していることから、当該帳簿 価額によっております。

(2) 未払法人税等

これらの時価は、短期間で決済されるため、帳簿価額と近似していることから、当該帳簿 価額によっております。

(3) その他 (未払金)

これらの時価は、短期間で決済されるため、帳簿価額と近似していることから、当該帳簿 価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位:百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	282

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(4)有価証券及び投資有価証券②その他有価証券」には含めておりません。

また、上記非上場株式には、非連結子会社(関係会社株式)30百万円を含んでおります。

5. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

2,366円11銭

(2) 1株当たり当期純利益

99円99銭

6. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

7. 会計方針の変更に関する注記

(減価償却方法の変更)

当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、平成24年4月1日以後に取得した 有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。

なお、この変更により、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益にあたえる影響は軽微であります。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成25年5月9日

前澤給装工業株式会社 取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 佐野 裕 印 業務執行社員 公認会計士 佐野

指定有限責任社員 公認会計士 守谷 徳行 即 業務執行社員 公認会計士 守谷

指定有限責任社員 公認会計士 阿部 博 即

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、前澤給装工業株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監查意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、前澤給装工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る監査役会の監査報告

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第57期事業年度に係る連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成25年5月9日

前澤給装工業株式会社 監査役会

 常勤監査役
 兼
 茂
 雄
 印

 監
 査
 役
 幣
 原
 廣
 印

 監
 査
 役
 宮
 田
 泰
 印

監 査 役 藤 田 博 印

(注) 監査役幣原廣、監査役宮田泰及び監査役藤田博は、会社法第2条第16 号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

貸借対照表

(平成25年3月31日現在)

資 産	の部		負 債	Ę	の	部
科目	金		斗 目		金	額
流動資産	23,2		動負債			百万円 7,564
現金及び預金	10,0		支 払 手	形		72
受 取 手 形	6,0		買 掛	金		6,089
売 掛 金	2,6		未 払	金		634
電子記録債権 商品及び製品		61	未払費	用		86
世 祖 田 及 U 製 品	2,7	70	未払法人税			414
原材料及び貯蔵品	7	10	預り	金		36
前払費用	•	50	前受収	益		0
繰延税金資産	1	34	賞与引当	金		191
その他	1	09	受 5 5 1 1 役員賞与引当			38
貸 倒 引 当 金		.15 📻	定負債	377		691
固定資産	13,5	42	操延税金負	/ 丰		118
有形固定資産	8,4			ł		
建物	2,5		退職給付引当	ł		499
構築物	_	31	資産除去債			4
機 械 及 び 装 置 車輌及び運搬具	5	65	そ の	他		69
工具、器具及び備品	1	0 55	債 合	計		8,255 部
土地	5,1		純 資	產	の	
建設仮勘定	3,1	- A	主資本			27,880
無形固定資産	1	59 早	–	È		3,358
ソフトウエア		55 55 9	. 1 11.3 131 =	_		3,711
その他		3	資本準備	-		3,711
投資その他の資産	4,9	23 利	益剰余金			21,504
投資有価証券	2,1		利益準備	1		839
関係会社株式		36	その他利益剰気	余金		20,664
関係会社出資金	1,5	000	別途積立	金		18,000
従業員貸付金		12	繰越利益剰急	余金		2,664
破産更生債権等 長期前払費用		3 6 自	己株式	t		△694
保険積立金	1 1	09 評価	·換算差額等			612
その他			D他有価証券評価差額:	金		612
貸倒引当金		16 純	資 産 合	計		28,493
資産合計	36,7					36,749

損益計算書

自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日

(単位:百万円)

科	目		金	額
 売 上	高			23,039
売 上	原 価			16,318
売 上	総利	益		6,720
販売費及び一	般管理費			4,809
営業	利	益		1,910
営 業 外	収 益			
受 耳	又 利	息	1	
有 価	証 券 利	息	0	
受 取	配当	金	34	
貸 倒 引	当 金 戻 入	額	1	
スクラ	ップ売却	益	81	
雑	収	入	21	141
営 業 外	費用			
支	么 利	息	0	
売	割	引	26	
雑	損	失	0	27
経常		益		2,024
特 別	利 益		_	_
特別	損 失			
固定質		損	9	9
	当期純利	益		2,014
	民税及び事業		807	
法人税	等調整	額	9	816
当期	純利	益		1,197

株主資本等変動計算書

自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日

(単位:百万円)

			株	Ì	<u> </u>	資	本		
		資本乗	削余金	利	益 秉	前 余	金		
	資本金		次士到众众		その他利	益剰余金	利光剩众众	自己株式	株主資本 計
		資本準備金	資本剰余金 合 計	利益準備金	別 途積立金	繰越利益剰 余金	利益剰余金 合 計		百 計
平成24年4月1日期首残高	3,358	3,711	3,711	839	18,000	1,887	20,727	△694	27,103
事業年度中の変動額									
剰余金の配当						△421	△421		△421
当期純利益						1,197	1,197		1,197
自己株式の取得								△0	△0
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計	_	-	-	-	-	776	776	△0	776
平成25年3月31日期末残高	3,358	3,711	3,711	839	18,000	2,664	21,504	△694	27,880

	評価・換	算差額等	
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	純資産合計
平成24年4月1日期首残高	581	581	27,684
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△421
当期純利益			1,197
自己株式の取得			△0
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)	31	31	31
事業年度中の変動額合計	31	31	808
平成25年3月31日期末残高	612	612	28,493

個別注記表

- 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記
- (1) 資産の評価基準及び評価方法
 - ① 満期保有目的の債券

償却原価法

② 子会社株式・出資金

移動平均法に基づく原価法

- ③ その他有価証券
 - 時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部 純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法に より算定)

・時価のないもの

移動平均法に基づく原価法

- ④ たな卸資産
 - · 商品、製品、原材料

月別総平均法に基づく原価法

なお、貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価 切下げの方法により算定しております。

ロット単位の個別法に基づく原価法

なお、貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価 切下げの方法により算定しております。

- ・仕掛品
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産

② 無形固定資産

建物については定率法及び定額法を、その他については定率法を採用しております。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法 に規定する方法と同一の基準によっております。

定額法によっております。なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。また、ソフトウェア(自社利用)については、社内における見込利用可能期間(5年)による定額法を採用しております。

③ 長期前払費用

定額法によっております。

なお、償却年数については、法人税法に規定する方 法と同一の基準によっております。

(3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金
- ② 賞与引当金
- ③ 役員賞与引当金
- ④ 退職給付引当金

売上債権、その他の金銭債権の貸倒の損失に備える ため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸 念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘 案し、回収不能見込額を計上しております。

従業員に対して将来支給する賞与のうち、当事業年度の負担額を当事業年度の費用に計上するため設定したものであり、支給見込額に基づいて計上しております。

役員賞与の支出に備えて、当事業年度末における支 給見込額の当事業年度の期間負担額を計上しておりま す。

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

なお、総合設立の厚生年金基金については、当該年 金基金への拠出額を退職給付費用として計上しており ます。

また、過去勤務債務は、発生事業年度の従業員の平 均残存勤務期間以内の一定の年数 (5年) による定額 法により按分した額を費用処理しております。

数理計算上の差異は、それぞれ発生年度の翌事業年度から各事業年度の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分額を費用処理しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 14.152百万円

(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権 244百万円

短期金銭債務 107百万円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 458百万円

 仕入高
 886百万円

 販売費及び一般管理費
 71百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株	式の) 種	類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普	通	株	式	465千株	0千株	-千株	465千株

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加0千株であります。

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(流動資産)

(710070 > 1,111)	
賞与引当金	71百万円
未払事業税	32百万円
未払社会保険料	10百万円
たな卸資産評価損	10百万円
その他	8百万円
流動繰延税金資産合計	134百万円
流動繰延税金資産の純額	134百万円
(固定資産)	
退職給付引当金	177百万円
貸倒引当金損金算入限度超過額	6百万円
有価証券評価損	22百万円
会員権評価損	15百万円
子会社株式評価損	40百万円
減損損失	27百万円
その他	43百万円
固定繰延税金資産小計	333百万円
評価性引当額	△139百万円
固定繰延税金資産合計	194百万円
(固定負債)	
その他有価証券評価差額金	312百万円
その他	0百万円
固定繰延税金負債合計	312百万円
固定繰延税金負債の純額	118百万円

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は以下のとおりであります。

(1) 事業年度の末日における取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額 及び期末残高相当額

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
車輌及び運搬具	3百万円	0百万円	2百万円
工具、器具及び備品	3百万円	3百万円	0百万円
合 計	6百万円	3百万円	3百万円

(注)取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産及び無形固定資産の期末残 高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

(2) 未経過リース料期末残高相当額

1 年内	1百万円
1 年超	2百万円
合計	3百万円

- (注)未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産及び無形固 定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。
- (3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失

支払リース料減価償却費相当額

1百万円

1百万円

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

2.367円69銭

(2) 1株当たり当期純利益

99円54銭

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

9. 会計方針の変更に関する注記

(減価償却方法の変更)

当社は、法人税法の改正に伴い、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。

なお、この変更により、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益にあたえる影響は軽微であります。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成25年5月9日

(EII)

前澤給装工業株式会社 取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 佐野 裕 印 業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 守谷 徳行 印 業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 阿部 博

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、前澤給装工業株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第57期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の 基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することに ある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びそ の附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統 制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

当監査役会は、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第57期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されて構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任あず さ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、 必要に応じて説明を求めました。

事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違 反する重大な事実は認められません。
 - 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
 - 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成25年5月9日

前澤給装工業株式会社 監查役会

常勤監査役 兼 茂 雄 印

監査役幣原 廣印

監査役宮田 泰印

監 査 役 藤 田 博 印

(注) 監査役幣原廣、監査役宮田泰及び監査役藤田博は、会社法第2条第16 号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の最重要施策と位置づけ、経営基盤の強化に必要な内部留保を確保しつつ、継続的な安定配当を実現していくことを基本方針としております。

このような方針の下、当期の期末配当につきましては、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

- ① 配当財産の種類 金銭といたします。
- ② 配当財産の割当に関する事項およびその総額 当社普通株式 1 株につき20円 総額240,681,500円 これにより、年間配当金につきましては、中間配当金 1 株につき15円と あわせまして、1 株につき35円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日 平成25年6月27日

第2号議案 取締役6名選任の件

取締役6名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、	担当および重要な兼職の状況	所有する当社 の株式の数
1	ま ざき たけ ひき 尾 崎 武 壽 (昭和23年4月16日生)	平成6年6月 平成14年6月 平成14年6月 平成15年6月 平成16年6月	当社入社 取締役就任 取締役退任 執行役員就任 取締役執行役員就任 代表取締役社長就任 現在に至る 状況) 昌)有限公司董事長	156,230株
2	佐藤秀敏 (昭和26年6月29日生)	平成14年4月 平成14年6月 平成14年10月 平成15年6月 平成16年6月 平成18年11月 平成19年6月 平成20年8月 平成22年6月	株式会社協和銀行入行 当社入社 執行役員就任 常務執行役員就任 取締役常務執行役員就任 専務取締役執行役員就任 専務取締役執行役員経営管理本 部長就任 専務取締役経営管理本部長就任 専務取締役経営管理本部長兼経 営管理部長就任 専務取締役経営管理本部長兼経 営管理本部長兼経営管理部長就 任 現在に至る 状況) ストリアル株式会社取締役 昌) 有限公司董事	13,900株

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社 の株式の数
3	やま もと はる き 山 本 晴 紀 (昭和29年4月7日生)	昭和52年4月 平成14年5月 平成16年6月 平成18年6月 平成18年6月 上席執行役員生産本部福島工場: 長兼購買部長就任 平成19年1月 上席執行役員生産本部福島: 長兼購買部長兼庶務部長就任 平成19年6月 取締役執行役員生産本部福島: 場長兼購買部長兼庶務部長就付 取締役執行役員生産本部福島: 場長兼購買部長兼庶務部長就付 取締役執行役員生産本部福島: 場長兼職買部長兼庶務部長就付 取締役執行役員生産本部福島: 場長兼職務部長兼庶務部長・ 財務取締役生産本部長・ 場長就任 現在に至る (重要な兼職の状況) QSOサービス株式会社取締役 前澤給装(南昌)有限公司董事	工場 工場 壬 島工 就任 島工 就任
4	端り 後 や 据 俊 也 (昭和35年2月14日生)	昭和57年4月 当社入社 平成13年10月 営業推進部長就任 平成16年6月 執行役員営業本部副本部長: 業推進部長就任 平成18年6月 取締役執行役員営業本部長: 平成21年7月 取締役執行役員営業本部長: 玉営業所長就任 平成22年10月 取締役執行役員営業本部長: 北・北海道統括部長兼九州: 部長兼特販統括部長就任 現在に至る	就任 兼埼 14,500株
5	から た ひで あき 村 田 秀 明 (昭和31年7月21日生)	平成6年3月 当社入社 平成14年5月 技術開発部長就任 平成16年8月 生産本部技術部長就任 平成17年4月 生産本部生産技術部長就任 平成18年6月 執行役員生産本部生産技術部就任 平成22年6月 取締役執行役員生産本部福 場長兼生産技術部長就任 現在に至る	

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、	担当および重要な兼職の状況	所有する当社 の株式の数
6	たに あい ゆう いち 谷 合 祐 一 (昭和33年8月23日生)	昭和62年3月 平成8年2月 平成15年4月 平成18年6月 平成21年4月 平成22年6月	当社入社 広島営業所長就任 東京営業所長就任 執行役員営業本部東京営業所長 就任 執行役員営業本部副本部長(東 京駐在)兼東京営業所長就任 取締役執行役員営業本部副本部 長(東京駐在)兼東京営業所長 就任 取締役執行役員営業本部関東・ 中部統括部長就任 現在に至る	12,000株

(注)各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

以上

ŧ	

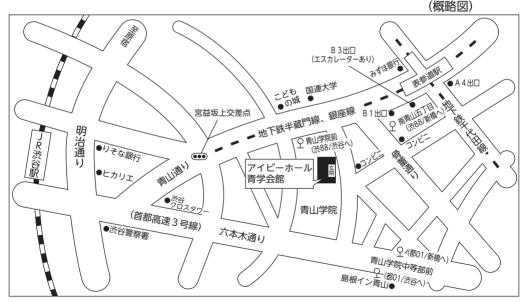
......

株主総会会場ご案内図

会 場 東京都渋谷区渋谷四丁目 4 番25号 TEL 03-3409-8181 アイビーホール青学会館 3 階 ナルド

交 通 (地下鉄)

- ●銀座線・半蔵門線・千代田線 表参道駅下車(B3またはB1出口より徒歩約5分~6分) (都営バス)
- ●渋谷駅前⇒新橋駅前行き(渋88系統)南青山五丁目下車 (徒歩約3分)
- ●新橋駅前⇒渋谷駅前行き(渋88系統)青山学院前下車 (徒歩約3分)
- ●渋谷駅前⇒新橋駅前行き(都01系統)青山学院中等部前下車 (徒歩約6分)
- ●新橋駅前⇒渋谷駅前行き(都01系統)青山学院中等部前下車 (徒歩約8分)
- ※(渋88系統)のバスは、時間帯によって運行本数が少ないことがございますので、ご注意ください。



○駐車場のご用意はございませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。